

埼玉労働局発表  
令和5年6月26日(月)

【照会先】  
埼玉労働局労働基準部健康安全課  
健康安全課長 繁野 北斗  
課長補佐 石川 正美  
(電話) 048-600-6206

報道関係者 各位

## 無災害記録証伝達式を実施

### －465万時間の無災害記録を達成した事業場に伝達－

埼玉労働局(局長 久知良 俊二)は、厚生労働省労働基準局長による無災害記録証(※)を授与した事業場に対する記録証の伝達を、以下のとおり行います。

無災害記録証は、日々の安全衛生活動の積み重ねにより、死亡又は休業を伴う労働災害等を発生させずに、業種ごとに一定の時間を経過した事業場に対する記録証です。

埼玉労働局では、他の模範となる優れた事業場を顕彰することにより、他の事業場を含めた安全衛生水準の向上を図ってまいります。

※ 無災害記録は、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く)が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で起算し、第1種から第5種までの5段階で記録証を授与。

- 日 時 : 令和5年6月30日(金) 11時45分～(30分程度)
- 場 所 : 埼玉労働局16階局長室(ランド・アクシス・タワー16階)
- 記録証授与者 : 日酸TANAKA株式会社

(お願い) 当日、取材していただける場合には、上記照会先の担当者までご連絡いただければ幸いです。なお、御希望があれば伝達式の模様を収めた写真の提供をさせていただきますことも可能です。